

災害廃棄物中のトランス等の電気機器について（第2版） 環境省



The Knights

津波被災地域で発生した災害廃棄物の中に、トランス(変圧器)、コンデンサ等の電気機器が混入している場合があります。これらの電気機器の一部に、PCB を絶縁油として使用したもの(以下 PCB 使用機器)があります。この PCB 使用機器は、他の廃棄物と異なる管理が必要となります。

そこで、平成 23 年 5 月 31 日付で環境省より津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について(実務担当者用)〈第 2 版〉が公表されました。その概要は、以下の通りです。

1. PCB 使用機器か否かの判別

- 製造時期が昭和 50 年以降の国産の機器は、PCB 使用機器ではないと判断し、製造時期が昭和 49 年までの機器は、メーカーへの問い合わせ等により、PCB 使用機器かを判別する。
- 電柱に取り付けられている柱上トランスは製造時期に関係なく、PCB 使用機器ではない。
- PCB 使用機器か否かが不明の機器については、PCB 使用機器とみなして取り扱う。

2. PCB 使用機器の取り扱い等

- PCB 使用機器である場合は、管轄自治体に当該機器の基礎情報(現在の存在場所、大きさ・台数)、状態(破損や漏れの有無)、銘板記載内容などについて可能な範囲で情報を提供する。
- 破損や漏れが見られる場合は、応急措置としてビニールシートで覆う、破損個所が上部になるように機器を置き直す、密閉性の容器に収納する、接着剤等で目止めにより補修する、液抜きにより絶縁油を別の容器に移すなどの措置を講じ、周辺への飛散・流出を防止する。
- PCB 廃棄物は風雨によって飛散、流出、地下浸透、腐食がないように屋根のある建物内で保管するか、密閉性の容器に収納するなどの漏洩防止措置を講じる。
- 屋内の保管場所の確保ができない場合は、コンテナやテント倉庫を活用する、ドラム缶に収納する、オイルパンを設置するといった方法など個別の状況に応じた措置を検討する。
- 他の廃棄物と混入するおそれのないように、仕切りを設けたり、離れて保管したりなどの措置を講じ、PCB 廃棄物の保管場所であることを表示する。
- 被災した工場や大型の建物内で瓦礫等の撤去や処理を行う場合は、可能な限り事前に工場所有者等にトランス等の電気機器の有無について確認する。

3. PCB 使用機器以外の電気機器の取扱い等

- PCB 使用機器以外の電気機器の中には、微量の PCB が絶縁油に含まれている場合があります。そのため他の廃棄物とは別にして当面保管しておき、時期を見て PCB 濃度測定などの対応をする。

当社では、トランス、コンデンサの絶縁油中の PCB 分析から PCB 使用機器の収集・運搬までサポートします。何かお困りの事がありましたら、お気軽にご相談下さい。

資料 平成 23 年 5 月 31 日 環境省発行資料

クロマト分析箇所 佐藤亮平